

定款変更案承認の件

定款第 43 条に基づき、定款の条文を下記の通り変更すること、を承認頂きたい

変更前	変更後
(入会) 第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。 2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。	(入会) 第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の <u>入会方法により入会の申込書を提出しを行い</u> 、理事会の承認を得なければならぬ。2 名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって会員となる。
(退会) 第8条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。 2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退会したものとみなす。 (1) 個人正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は成年被後見人、被保佐人若しくは破産の審判を受けたとき (2) 団体正会員が解散し、又は破産宣告を受けたとき (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき (4) 全正会員が同意したとき 。	(退会) 第8条 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事長に提出して、任意にいつでも退会することができる。 2 正会員が次の各号の一に該当する場合にあっては、退会したものとみなす。 (1) 個人正会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は成年被後見人、被保佐人若しくは破産の審判を受けたとき (2) 団体正会員が解散し、又は破産 <u>手続開始決定宣告</u> を受けたとき (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき (4) 全正会員が同意したとき
(開催及び種別) 第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 2 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。 3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である 事項及び招集の理由を記載した書面によって招集の請求があったとき	(開催及び種別) 第12条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。 2 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。 3 臨時総会は、次の各号のいずれかの場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認めたとき (2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的である 事項及び招集の理由を記載した書面 <u>又は電磁的方法</u> によって招集の請求があったとき
(招集) 第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 理事長は、前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、会日の14日前までに通知しなければならない。	(招集) 第13条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。 2 理事長は、前条第3項2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときには、 <u>法令の定めるところに従つて</u> 、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面 <u>又は電磁的方法</u> をもって、会日の14日前までに通知しなければならない。

変更前	変更後
<p>(書面表決等)</p> <p>第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</p>	<p>(書面又は<u>電磁的方法による</u>表決等)</p> <p>第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面<u>又は電磁的方法</u>をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</p>
<p>(理事会の開催及び種別)</p> <p>第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、毎年2回開催する。</p> <p>3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めるとき</p> <p>(2) 理事会の目的を記載した書面によって招集の請求があったとき</p>	<p>(理事会の開催及び種別)</p> <p>第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。</p> <p>2 通常理事会は、毎年2回開催する。</p> <p>3 臨時理事会は次のいずれかの場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めるとき</p> <p>(2) 理事会の目的を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>によって招集の請求があったとき</p>
<p>(招集)</p> <p>第31条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 前条第3項第2号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。</p>	<p>(招集)</p> <p>第31条 理事会は、理事長が招集する。</p> <p>2 前条第3項第2号の規定による請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面<u>又は電磁的方法</u>をもって、少なくとも会日の7日前までに通知しなければならない。</p>

なお第8条の変更は、以前の法改正による表記の変更に伴うものであり、顧問弁護士よりこの機会に修正しておくべきとのアドバイスを受領したもの。

以上